

**研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）  
マッチングファンドについて**

研究拠点形成事業（A. 先端拠点形成型）採択課題については、相手国側においてマッチングファンド（相手国側拠点機関に対する研究助成）が確保されている（会計年度による時期の不一致は問題となりません）ことが確認できた後に、本事業の実施となります。

**1. 提出必要書類 ※採択された日本側拠点機関が本事業開始前の3月15日に提出する書類です。（2年度目以降の日本側拠点機関であっても、相手国拠点機関追加の場合は提出が必要です）**

**（1）相手国マッチングファンド使用予定額（様式3）**

**マッチングファンドに関する条件**

① マッチングファンドを必要とする交流相手国機関

すべての交流相手国拠点機関が、それぞれ当該研究交流課題実施に必要なマッチングファンドを独立的に確保して下さい。

協力機関はマッチングファンドを確保する必要はありません。ただし、当該国の拠点機関において協力機関所属研究者に係る交流経費を措置するなど、必要な交流経費が当該国全体として確保されていることが必要です。

② マッチングファンドの種類

本事業において日本側拠点に措置される交流経費と等しい用途費目をもつファンドが望ましいです。独立した交流経費が不可能な場合には、研究費の一部を、当該研究交流課題実施に係る研究交流経費として、マッチングファンドに充てることもできます。

③ マッチングファンドの金額

日本側と対等な交流を維持できる額とします。（日本側と同額である必要はありませんが、拠点間交流が可能な額が確保されていることが条件となります。）

④ マッチングファンドを必要とする期間

本事業実施期間中（5年以内）は、相手国側拠点機関においてもマッチングファンドが確保されていなければなりません。（会計年度による時期の不一致は問題となりません）。複数年度にわたる長期的なファンドが望ましいですが、複数種の独立した助成金の組み合わせも可能です。なお、相手国側拠点機関におけるマッチングファンドが確保されなくなった場合、当該研究交流課題の採択を取り消し、業務委託契約を解除することもありますのでご注意ください。

(2) 相手国コーディネーターによる、相手国と経費相互負担についての合意が得られていることを示す以下の書類（英文）（様式 4 参照）

※次の点を文書内に必ず明記してください。

- ① 当該交流課題の研究交流経費として獲得した助成金の金額（年額）
- ② 経費を受給する期間（年月日を含む）
- ③ 助成元
- ④ 助成金の名称（事業名）
- ⑤ 助成金に係る問い合わせ先
- ⑥ 相手国との経費分担方法（パターン 1 またはパターン 2 を選択）
- ⑦ 相手国コーディネーターによる署名

※相手国が複数の助成金をマッチングファンドとして使用する場合は、助成金ごとに

①～⑤を列記してください。

※相手国側協力機関が受給するファンドをマッチングファンドとして提出する場合も

⑦は、相手国コーディネーターの署名としてください。

## 2. 日程（予定）

10 月上旬頃	申請受付締切	相手国拠点機関との事前交渉を明確に行い、相手国拠点機関のマッチングファンドの獲得見込みについて必要な情報を申請書に記入ください。
翌年 1 月	ヒアリング （国際事業委員会）	相手国拠点機関のマッチングファンドの獲得（見込み）状況について、最新情報を事前に入手ください。
2 月中旬	採否通知	採択通知と共にマッチングファンド確認書類が送付されます。
3 月 15 日	マッチングファンドの最終確認締切	マッチングファンド確認書類に、相手国拠点機関のマッチングファンドの獲得状況等を記入の上、提出ください。